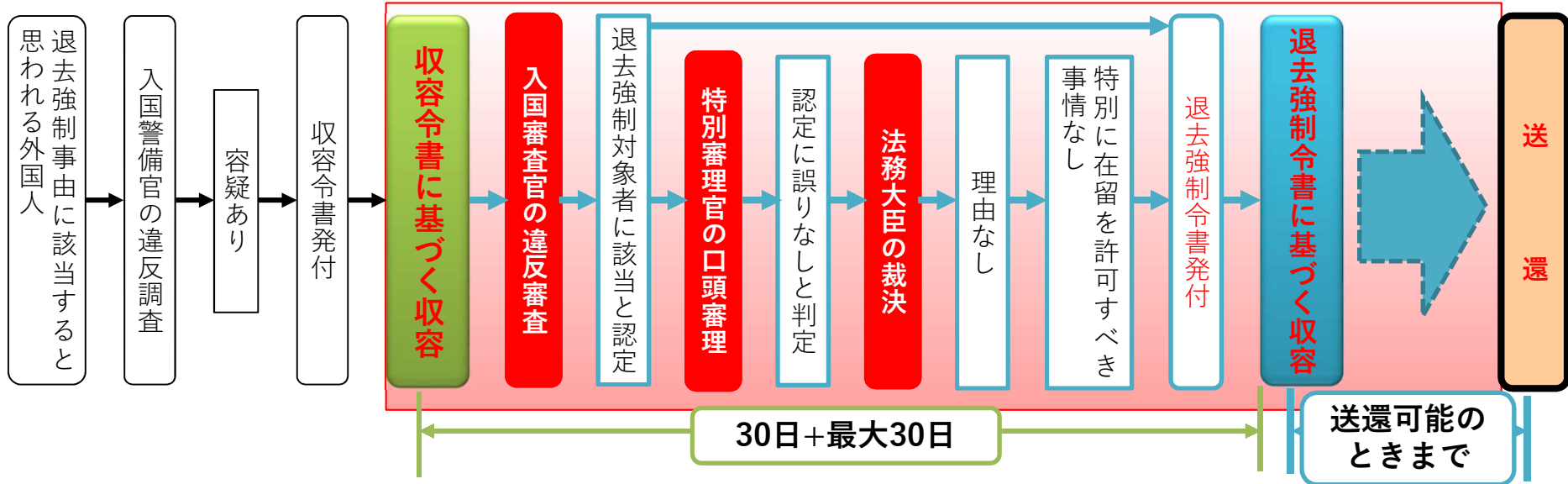


退去強制手続の流れ

退去強制手続の流れ（送還に至る場合）

※ 赤枠内の手続は原則として入管収容施設に収容して行われる



- 退去強制手続は、**送還の確実な実施**、**本邦における在留活動の禁止の目的から**、**身柄を収容して行うのが原則**
- 入管収容施設は、被收容者が**退去強制令書に従い出国**することで、**すぐさま收容状態が解かれる性質の施設**
⇒ **收容期間の上限の定めなし**

收容令書に基づく收容

入管法第39条第1項

入国警備官は、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、收容令書により、その者を收容することができる。

入管法第41条第1項

收容令書によって收容することができる期間は、**三十日以内**とする。但し、主任審査官は、**やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。**

退去強制令書に基づく收容

入管法第52条第3項本文

入国警備官（中略）は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならない。

入管法第52条第5項

入国警備官は、第三項本文の場合において、退去強制を受ける者を**直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで**、その者を入国者收容所、收容場（中略）に收容することができる。